

防災情報の共有に係る協定書

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、幕別町長（以下「乙」という。）は、防災情報の共有に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が所有する防災に係る情報（画像情報を含む。以下同じ。）を相互に共有すること（以下「共有」という。）について必要な事項を定め、もって迅速かつ適確な防災対策、状況に応じた施設の維持管理等に資することを目的とする。

（防災情報の共有）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる場合を除き、それぞれが保有する防災情報を共有するものとする。

- (1) 天災その他の事由により、次条第1項に規定する情報共有機器（この号及び次号において同じ。）に故障、異常等が発生し、又は次条第3項の規定により情報共有機器を使用できないとき。
- (2) カメラの倍率変更等、保守、点検その他の管理のために情報共有機器を使用できないとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、防災情報を共有できないことについてやむを得ない事情があるとき。

（共有の方法）

第3条 防災情報の共有は、甲の所有する河川、道路等の公共施設管理用光ファイバ網（以下「光ファイバ網」という。）、防災情報共有サーバ等（以下「情報共有機器」という。）を使用して行うものとする。

- 2 情報共有機器を使用するに当たっては、甲の定める防災情報セキュリティポリシー実施手順によるものとする。
- 3 甲及び乙は、情報共有機器に故障、異常等が発生し、又は情報の漏えい、滅失若しくはき損のおそれがある場合は、そのおそれなくなるまでの間、情報共有機器の使用を停止することができる。
- 4 甲及び乙は、前項の規定により情報共有機器の使用を停止する場合は、あらかじめ相手方に通知するものとする。

（光ファイバ網への接続及び管理の特則）

- 第4条 光ファイバ網への接続に当たり、甲又は乙が整備する機器は別紙のとおりとする。
- 2 光ファイバ網への接続機器は、別紙の分類に基づき、それぞれが管理するものとする。
 - 3 この協定に定めるもののほか、光ファイバ網への接続機器の管理に必要な事項は、別に定めるものとする。

（情報共有機器の故障等における報告義務）

第5条 甲及び乙は、情報共有機器に故障、異常等が発生した場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（情報共有機器の更新等）

第6条 甲及び乙は、情報共有機器の更新、改修等を行う場合は、あらかじめ相手方と協議するものとする。

（防災情報共有推進協議会等への参加）

- 第7条 乙は、甲が設置し、甲及び甲と防災情報の共有に係る協定書を締結した防災関係機関（以下「防災関係機関」という。）で構成する防災情報共有推進協議会（以下「協議会」という。）に参加するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、この協定の締結時に協議会が設置されていない場合は、乙は、帯広開発建設部長が設置する「十勝地方道路防災連絡協議会」・「十勝川水防連絡協議会」に参加するものとする。

(権利等の帰属)

第8条 防災情報及びカメラを操作する権限は、当該情報及びカメラの所有者に帰属するものとする。

(防災情報の取扱い)

第9条 甲及び乙は、情報共有機器を使用して知ることのできた防災情報を、自らのために使用することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、情報共有機器を使用して知ることのできた防災情報を公表し、又は変更、切除その他の改変をしようとする場合は、あらかじめ所有機関の承諾を得るものとする。

3 前項の規定により承諾を得た場合は、協議会（第7条第2項の規定により「十勝地方道路防災連絡協議会」・「十勝川水防連絡協議会」に参加している場合は、当該協議会）に報告するものとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、情報共有機器を使用して知ることのできた情報、情報共有機器の構成及び情報管理に関する情報を漏らしてはならない。

(譲渡の禁止)

第11条 甲及び乙は、この協定により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日までに、甲又は乙のいずれから、この協定の改廃等について申出がないときは、同一の内容でさらに1年間更新するものとし、その後の期間満了時においても同様とする。

(協定の解除)

第13条 甲及び乙は、相手方が次に掲げる各号に該当するときは、文書により相手方に是正を催告し、当該催告から2週間を経過するまでに是正されない場合は、この協定を解除することができる。

(1) 防災情報の共有を故意に怠ったとき。

(2) この協定の履行に関し、不正又は不当な行為があったとき。

(3) この協定の定めに違反したとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、この協定を解除することについてやむを得ない事情があるとき。

(協定に定めのない事項等)

第14条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各々1通を保有する。

平成20年12月10日

甲 北海道開発局長 鈴木 英



乙 幕別町長 岡田 和

